

奥越漁業協同組合内共第2号  
第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則はこの組合の有する内共第2号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（いわな・やまめ・こい・ふな・あゆ・あじめどじょう）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ口頭で組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 組合は、前項の規定による申請があったときは、第10条に規定する場合を除き、承認をするものとする。

3 第1項の承認を受けた者は、直ちに第6条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表の中欄に掲げる漁具・漁法により行うものとし、当該漁具・漁法はそれぞれ同表の右欄に掲げる規模の範囲でなければならない。

魚種	漁具・漁法	規模
あゆ いわな やまめ	竿釣	
こい ふな あじめどじょう	たも網	網の口径 1m 以下

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間なければならない。

魚種	期間
やまめ・いわな	3月1日～9月30日まで
こい・ふな	1月1日～12月31日まで
あゆ	公表した解禁日～11月30日まで
あじめどじょう	公表した解禁日～9月30日まで

2 前項の公表は、組合の掲示板並びに組合の委託した遊漁承認証取扱店に掲示して  
するものとする。

(全長制限)

第5条 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを  
採捕してはならない。

魚種	全長
いwana やまめ あゆ	1 5 cm
こい・ふな	2 0 cm

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。なお、次項ただし書に規定する方法により納  
付するときは、1,000円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
いwana やまめ こい・ふな あじめどじょう	たも網	1日	1,000円(70歳以上の高齢者又は身体障害者 にあつては700円)
		1年	4,500円(70歳以上の高齢者又は身体障害者 にあつては3,500円)
あゆ	竿釣	1日	1,500円
	たも網	1年	4,000円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊  
漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- ① 奥越漁業協同組合(大野市朝日16-3)
- ② 組合が委託した遊漁承認証取扱店  
清水釣具店(郡上市八幡町稲成550-7)  
もりした釣具店(郡上市八幡町稲成1135)  
めだか釣具店(郡上市白鳥町バイパス沿い)  
リカー&フードトミタ(大野市朝日35-7-17)  
道岸商店(大野市朝日54-1-2)  
ホテルフレアール和泉(大野市下山63-2-24)  
国民宿舎パークホテル九頭竜(大野市角野14-3)  
古川茂雄(大野市下大納)  
天狗岩ファイミリーパーク(大野市後野)  
フクイ和泉リゾート(福井市朝日前坂6-22)  
未永利光(大野市朝日)

ドライブイン九頭竜（大野市下半原 61）  
三島舟志（岐阜市太郎丸知の道 257）  
須甲一治（大野市朝日 26-45-1）  
フィッシングポイント（福井市八ツ島町 31-601）  
（株）上州屋福井店（福井市米松 2-24-43）

（遊漁承認証に関する事項）

第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場管理員の要求があったときは、これを掲示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

（漁場監視員）

第9条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場管理員は別記様式2号による漁場監視委員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

（違反者に対する措置）

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。

（附則） この規則は行政庁の認可のあった日より施行する。

平成25年 9月 1日

別記様式第 1 号

表

No.	
<b>遊漁承認証</b>	
下記のとおり遊漁を承認します	
住所	
氏名	年令
承認期間	
魚種	
漁具・漁法	
遊漁区域	
遊漁料	
発行日	
発行者	奥越漁業協同組合 取扱者 ㊟

裏

注意事項
1. 遊漁中は必ず本証を携帯してください。
2. 本証のご使用は記名御本人に限ります。
3. 漁場監視員巡視の際は、本証を提示してください。
4. 遊漁証を所持しないで遊漁した時は、遊漁料金の他に 1,000 円が加算されます。
5. 違反を確認した場合は、遊漁をお断りすることがあります。
6. 本証の再発行はいたしません。
7. 全長 15cm 以下のやまめ、いわな、あゆ、20cm 以下のふな、こいは放流してください。
当組合が行っている増殖事業及び漁場管理
・当組合が行っている増殖手法は、稚魚・成魚の放流、産卵床の造成です。
・遊漁料は、当組合が行っている増殖及び漁場環境維持のための経費の一部として使用されるもので、組合員・遊漁者双方の負担によって河川環境が維持されていることをご理解ください。
緊急連絡先 78-2155 奥越漁協

別記様式第 2 号

表

No.	
<b>漁場監視員証</b>	
下記のもの、当組合の漁場監視員であることを証明します。	
	写真
氏名	年令
住所	
有効期間	
発行者	奥越漁業協同組合 ㊟

裏

注意事項
漁場監視の際は、必ず本証を携帯すること。
被取締者から請求があったときは、本証を提示すること。
取締りにあたっては、言語態度を温和にすること。
取締りは公平にして厳重にすること。
漁場監視員は、いかなる場合も、遊漁者に対して暴行もしくは脅迫を加え、又は威嚇を行ってはならない。
緊急時連絡先 78-2155 奥越漁協

